位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例:

六四 六三 危険な動物の飼養等の規制に関する条例を廃止する条例……………………

六

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例………………

.....五九 .....五九

应五 应四

 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………………………………

特別会計設置条例の一部を改正する条例………………………………………………………………四四

報

3月22日 (水曜日)

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………………………………………………………………………一八

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………………………………………………………………………

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例………………………………………………………… 障害者自立支援法第九条第一項及び第十条第一項の規定に係る罰則に関する条例……………八 山口県障害者介護給付費等不服審查会条例………………… 目 次 平成 18年

Ш

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

## 山口県条例第一号

山口県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

事 井 関 成

Щ П 県 知

第一条 「審査会」という。)を置く。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十八条第一項の規定に基づき、 山口県障害者介護給付費等不服審査会 (以下

(委員)

第二条審査会の委員の定数は、 五人とする。

(その他)

(庶務) 第三条 ( 合議体) 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十八条第一項の合議体を構成する委員の定数は、五人とする。

第四条 審査会の庶務は、 健康福祉部において処理する。

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、

知事が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する

平成十八年三月二十二日

県 知 事 井 関 成

Щ

## 山口県条例第二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 よる情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び地域 を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。) により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 電磁的方法に

経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

県

六

作 成

第二条 この条例において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者(県の機

関を除く。)をいう。

= 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法 (昭和

二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程を含む。

Ξ 書面 書面、 書類、 文書、 謄本、抄本、正本、 副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された

以下同じ。)をいう。

紙その他の有体物をいう。

兀 電磁的記録 電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、 保管し、 管理し、 備え、備え置き、 備え付け、 又は常備することをいう。

記載し、

記録し、

又は調製することをいう。

七 署名等 署名、 記名、 自署、 連署、 押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

九 保存等 保存、作成又は縦覧等をいう。

(電磁的記録による保存)

Ш

第三条 民間事業者等は、 保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則で定

めるものに限る。)については、 当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、 書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記

録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面

(電磁的記録による作成)

により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

第四条 民間事業者等は、 作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの (当該作成

記録の作成を行うことができる。 るものに限る。) については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的 に係る書面又はその原本、 謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、 規則で定め

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面
- 3 により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。 第一項の場合において、 民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについ

ては、 当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができ

(電磁的記録による縦覧等

ಠ್ಠ

報

第五条 で定めるものに限る。) については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電 民間事業者等は、 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則

磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 る書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定す

附則

Ш

この条例は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

山口県知事 二 井 関

成

## 山口県条例第三号

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第四条

県は、

前条の施策を策定し、

及び実施するに当たっては、

市町との連携に努めるものとする。

(市町との連携)

第一条 安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。 い安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、 この条例は、 犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、県の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、 もって県民が 犯罪のな

#### (定義)

第二条 為に限り、過失によるものを除く。以下同じ。 ) の実行がより困難となるように生活環境を整備することをいう。 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、 犯罪行為 (人の生命、 身体、 自由又は財産に危害が及ぶ罪に当たる行

#### (県の責務)

第三条 県は、 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 (事業者の役割) 事業者は、 犯罪行為により自らが被害を受けることを防止するよう努めるとともに、 その事業活動を行うに当たって、

顧客その他これらに類する者が被害を受けることの防止に配慮するよう努めることによって、犯罪のない安全で安心なまちづくりの

犯罪行為により

#### (県民の役割)

推進に積極的な役割を果たすものとする

Ш

従業員、

第六条 よって、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。 県民は、 犯罪のない安全で安心なまちづくりについて理解し、 犯罪行為により自らが被害を受けることを防止するよう努めることに

#### (取組方針)

第七条 組むべき方針(以下「取組方針」という。)を定めるものとする。 知事は、教育委員会及び公安委員会と協議して、 毎年度、 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するために県が取り

- 2 取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の基本的方向
- | 一|| 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する普及啓発及び活動の支援に関する事項

3 知事は、 取組方針を定めたときは、 遅滞なく、これを公表するものとする

(犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間)

第八条 事業者及び県民の間に広く積極的に犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、 犯罪のない安全

で安心なまちづくり推進期間を設ける。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間は、 毎年十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(情報の提供)

第九条 県は、 犯罪行為による被害の防止に資するため、 犯罪行為の発生の状況、 犯罪行為による被害を防止するための対策その他の必要な情

報を適切に提供するものとする。

(学習の機会の確保)

第十条 県は、事業者及び県民が犯罪のない安全で安心なまちづくりについての関心と理解を深めるようにするため、学習の機会が確保される

よう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

Ш

第十一条 県は、 事業者、 県民又はこれらの者の組織する民間の団体 (以下「民間団体等」という。) が自発的に行う犯罪のない安全で安心な

まちづくりに関する活動が促進されるように、 技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第十二条 県は、 市町及び民間団体等と連携しつつ、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を積極的に推進するための体制を整備す

るものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童等に対する犯罪行為の防止)

第十四条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校(大学を除く。)、 専修学校 ( 高等課程を置くものに限る。 ) 若しくは

ತ್ಯ

制わいせつ、強姦及び略取誘拐の罪の犯罪行為の実行がより困難であるようにするため、 く必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 前項に規定する者は、 民間団体等と連携して、児童等が当該学校等に通う経路において当該児童等に対して行われる殺人、 必要な情報を収集し、及び検討し、 その結果に基づ 傷害、 暴行、 強

各種学校 ( 十九歳未満の外国人を専ら対象とするものに限る。 ) 、児童福祉法 ( 昭和二十二年法律第百六十四号 ) に規定する児童福祉施設又

児童、

生徒又は

- 3 知事及び教育委員会は、 公安委員会と協議して、 前二項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとす
- 4 更するものとする 知事及び教育委員会は、 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、 公安委員会と協議して、 前項の指針を変
- 5 知事及び教育委員会は、 第三項の指針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するものとする。

(住宅に侵入して行われる犯罪行為の防止)

Ш

第十五条 該共同住宅の共用に供する部分を整備し、又は管理するよう努めるものとする。 を管理する者は、住宅に侵入して行われる犯罪行為の実行がより困難であるような構造及び設備を有するものとなるように、当該住宅又は当 を供給しようとする事業者又は共同住宅(当該共同住宅の存する敷地内の工作物等を含む。 住宅(当該住宅の存する敷地内の工作物等を含む。 以下この項において同じ。)を設計し、住宅に係る工事を施工し、若しくは住宅 以下この項において同じ。 )の共用に供する部分

- 2 知事は、 公安委員会と協議して、 前項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとする。
- 3 前条第四項及び第五項の規定は、 前項の指針について準用する。

(道路等における犯罪行為の防止)

第十六条 となるように、当該道路等を整備し、 暴行、 道路、 強制わいせつ、 公園、 自動車駐車場又は自転車駐車場 強 姦<sup>友</sup> 略取誘拐、 又は管理するよう努めるものとする 窃盗、 強盗及び恐喝の罪の犯罪行為の実行がより困難であるような構造及び設備を有するもの (以下「道路等」 という。)を設置し、 又は管理する者は、 当該道路等における殺人、

2 知事は、 公安委員会と協議して、前項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとする。

3 第十四条第四項及び第五項の規定は、前項の指針について準用する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

障害者自立支援法第九条第一項及び第十条第一項の規定に係る罰則に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

## 山口県条例第四号

障害者自立支援法第九条第一項及び第十条第一項の規定に係る罰則に関する条例

Щ

県

知

事

井

関

成

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に 対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 正当な理由なしに、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第九条第一項の規定による報告若しくは物

一 正当な理由なしに、法第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件 る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定によ

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県景観条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

口県知事 二 井 関 成

Щ

Ź

行われなければならない。

Ш

5

## 山口県条例第五号

#### 山口県景観条例

(目的)

第一条 び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 基本となる事項を定めることにより、 この条例は、 良好な景観の形成について、基本理念を定め、 良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 及び県の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の もって県民生活の向上並びに地域経済及

#### (基本理念)

第二条 産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。 良好な景観は、 美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、 県民共通の資

- 2 下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない 良好な景観は、 地域の自然、 歴史、文化等と人々の生活、 経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、 適正な制限の
- 3 すべての者の意見が併せ考慮されなければならない。 良好な景観は、 この場合において、 地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならな 良好な景観が県民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有する
- 4 良好な景観は、 県民その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。 観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、 地域の活性化に資するよう、 県 事業
- Ιţ ととなる者の自主的かつ積極的な協力が得られるよう特に配慮して行われなければならない。 良好な景観の整備又は保全に当たって、一定の生活様式の維持、定期的な作業の実施その他特定の人の生活についての制約が生ずる場合に 当該制約が生ずることとなる者の意見が十分に考慮されるとともに、 当該景観の整備又は保全について、良好な景観の恵沢を享受するこ
- 6 良好な景観の形成は、 現にある良好な景観を保全することのみならず、 新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨とし
- 7 よって成り立つものであることを旨として、行われなければならない。 良好な景観の形成は、 景観が、 それを構成すべき個々の土地、 建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、 それを見る者の認識に

(県の責務)

第三条 県は、 前条に規定する基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、 及び実

施する責務を有する。

2 県は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、 基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第四条 ければならない。 知事は、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めな

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

良好な景観の形成の目標に関する事項

良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

Ξ 前二号に掲げるもののほか、 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、 県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとす

వ్త

4

知事は、

基本方針を策定したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、 基本方針の変更について準用する。

(公共事業の実施に関する指針)

第五条 知事は、 基本方針に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針を定めなければならない。

2 県は、 前項の指針に従って、公共事業を実施するものとする

3 前条第三項から第五項までの規定は、 第一項の指針について準用する。

(年次報告)

第六条 知事は、 毎年、 県議会に、 良好な景観の形成の状況及び良好な景観の形成に関する施策について報告するとともに、これを公表しなけ

ればならない。

附 則 に当たり意見を述べること。

報

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事

井

関

成

山口県条例第六号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県知的障害者更生相談所条例の一部改正)

第一条 山口県知的障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

四 第三条に次の二号を加える。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十二条第二項の規定により、 市町が同条第一項に規定する支給要否決定を行う

五 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、 市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(山口県身体障害者更生相談所条例の一部改正)

Ш

第二条 山口県身体障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第一項に規定する障害福

祉サービス事業等」に改め、同条に次の二号を加える。

五 障害者自立支援法第二十二条第二項及び第七十四条第一項の規定による意見の申出に関すること。

六 障害者自立支援法第二十六条第一項及び第七十四条第二項の規定による技術的事項についての協力その他市町に対する必要な援助に関

すること。

(児童福祉施設条例の一部改正)

第三条 児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を提供すること。

第七条第六号及び第十一条第七号中「法第六条の二第四項に規定する児童短期入所」を「短期入所」に改める。

(山口県精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第四条 山口県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年山口県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第九条第一項の規定に基づき、 同項に規定する合議制

の機関として山口県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第六条を第八条とし、第二条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

(組織)

報

第二条 審議会は、委員十四人以内で組織する。

2 帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、 精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復 知事が任命する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、 審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、 知事が任命する。

( 任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

第五条 身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号を次のように改める。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項に規定する短期入所を提供すること。

報

第六条

( 知的障害者援護施設条例の一部改正)

知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項に規定する短期入所を提供すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

山口県精神保健福祉審議会条例 (以下「改正後の条例」という。) 第二条第二項又は第四項の規定により、山口県精神保健福祉審議会の委員

2 この条例の施行の際現に山口県精神保健福祉審議会の委員又は臨時委員である者は、この条例の施行の日に、第四条の規定による改正後の

又は臨時委員として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により山口県精神保健福祉審議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にか

かわらず、平成十八年六月三十日までとする。

平成十八年三月二十二日

山口県部制条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

Щ

П 県 知 事 井 関 成

Щ

山口県条例第七号

山口県部制条例の一部を改正する等の条例

(山口県部制条例の一部改正)

第一条 山口県部制条例 (昭和三十一年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一

条中

水農産林部

を「農林水産部」に改める。

\_ =

第二条第一号に次のように加える。

 $(\Xi)$ 統計に関する事項

第二条第三号三中「国際交流」を「観光及び国際交流」に改め、同号四を削り、同条第四号二中「及び青少年の健全育成」を削り、 同条第

五号①中「社会福祉」の下に「及び青少年の健全育成」を加え、同条第六号中①を削り、②を②とし、同条第七号を次のように改める。

七 農林水産部

農林水産業に関する事項

農山漁村に関する事項

第二条中第八号を削り、 第九号を第八号とする。

報

第二条 (山口県社会福祉事務所設置条例の一部改正) 山口県社会福祉事務所設置条例(昭和二十九年山口県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

中部社会福祉事務所	東部社会福祉事務所	名称
Щ	柳	位
П	井	
市	市	置
美祢郡(阿武郡)	大島郡 玖珂郡 熊毛郡	所管区域

(山口県児童相談所条例の一部改正)

第三条 山口県児童相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県中央児童相談所の項の次に次のように加える。

山口県周南児童相談所	山口県岩国児童相談所
周	岩
南	国
市	市
下松市、	岩国市、
光市、	柳井市、
周南市	大島郡、
	玖 珂 郡、
	熊毛郡
I	

Ш

削り、

同表山口土木建築事務所の項中

Щ

市

山口市

口

児 童

相 談 所

周

南

市

毛下郡松市、

岩国市、

光市、

柳井市、

周南市、

大島郡、

玖珂

郡

熊

を削る。

山口県保健所条例(昭和三十九年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

(山口県労政事務所条例の廃止)

第五条 山口県労政事務所条例(昭和三十九年山口県条例第二十七号)は、

廃止する。

(山口県農林事務所設置条例の一部改正)

第六条 山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

(土木事務所設置条例の一部改正)

第七条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表岩国土木建築事務所の項中「岩国市 ( 玖珂土木事務所の所管区域を除く。 ) 」を「岩国市 玖珂郡」に改め、

木事務所の項を削り、 同表柳井土木建築事務所の項中「柳井市 熊毛郡」 を「柳井市 大島郡 熊毛郡」 に改め、 同表大島土木事務所の項を

同表玖珂土

を

同表下

Щ П 市 山口市 阿武郡阿東町 に改め、 同表阿東土木事務所の項を削り、

関土木建築事務所の項中「 (豊田土木事務所の所管区域を除く。 を削り、 同表豊田土木事務所の項を削る。

\_

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

| 附属機関の設置に関する条例の一部改正|

附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。 別表知事の部山口県条例審議会の項の次に次のように加える。

2

山口県観光審議会 務と事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事

別表中 山口県漁業振興対策審議会 山口県農村振興対策審議会 山口県農村振興対策審議会 山口県観光審議会 山口県漁業振興対策審議会 漁業の振興についての調査及び審議に関する事務 農村の振興についての調査及び審議に関する事務 務観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事 農村の振興についての調査及び審議に関する事務 漁業の振興についての調査及び審議に関する事務 に改める。 を

(山口県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

3 山口県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年山口県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。 第七条中「環境生活部」 を「健康福祉部」に改める。

(山口県卸売市場審議会条例の一部改正)

Ш

4 山口県卸売市場審議会条例(昭和四十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「農林部」を「農林水産部」に改める。

(山口県国民保護協議会条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「総合政策局」を「総務部」に改める。

一 山口県国民保護協議会条例 ( 平成十七年山口県条例第一号 ) 第七条

二 山口県国民保護対策本部条例 ( 平成十七年山口県条例第二号 ) 第六条

一六

県

三 山口県緊急対処事態対策本部条例 (平成十七年山口県条例第三号) 第六条

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ

П

県

知

事

井

関

成

山口県条例第八号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

山口県人権施策推進審議会

| 関する事務 | 人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議に

系列は、 平戈

附

則

口

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ

県知事 二 井 関

成

Щ

П

山口県条例第九号

山口県情報公開条例の一部を改正する条例

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県が」を「県及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地

方独立行政法人をいう。以下同じ。) が」に改める。

第二条第一項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に改め、 同条第二項中「及び委員」

の 下

に「、県が設立した地方独立行政法人の役員」を加える。

管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に、「合議制機関等(」を「合議制機関等(県が設立した地方独立行政法 第十一条第五号中「機関又は」を「機関 ( 県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。 )又は」に改め、 同条第八号中「及び公営企業

人に設置されるものを含む。)(」に改める。

第三章中第十六条の前に次の一条を加える。

( 県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第十五条の二 県が設立した地方独立行政法人がする第七条第一項の決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不 服がある者は、 当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) の規定による異議申立てをすることができ

(施行期日) 附 則

第十六条中「 (昭和三十七年法律第百六十号) 」を削る。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

Ш

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例第五条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)のう ち 公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものは、 公立大学法人山口県立大学に対してされた開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査 正後の山口県情報公開条例第十五条の二の規定により公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみ 法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による不服申立て(公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に係るものに限る。)は、 改

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

地方独立行政法人をいう。

第五条第三項第九号中「、

実施機関以外の県の機関」を削り、

#### 山口県条例第十号

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例

Щ П 県 知 事

井

関

成

山口県個人情報保護条例 (平成十三年山口県条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

第一条中「県が」を「県及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第 項に規定する地

方独立行政法人をいう。 以下同じ。)が」に改める。

第二条第二項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に改め、 同条第四項中「及び委員」

に「、県が設立した地方独立行政法人の役員」を加える。

るූ 第四条第三項第一号中「職員並びに」を「職員、」に、 「職員(」を「職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(」 に改め

以下」を「県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第一項第六号において」に改める

「 地方独立行政法人法 ( 平成十五年法律第百十八号 ) 第二条第一項に規定する

第六条第一項第六号中「、実施機関以外の県の機関」を削る。

第十六条第三号イ中「法令」を「法令等」に改め、 同条第六号中「機関又は」を「機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。 以下同

公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に、

「合議制機関等

( 」を「合議制機関等 ( 県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。 ) ( 」に改める。

じ。) 又は」に改め、同条第十号中「及び公営企業管理者」を「、

第四章中第三十二条の前に次の一条を加える

Ш

( 県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第三十一条の二 県が設立した地方独立行政法人がする第十二条第一項、 第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は当該地方独立

審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による異議申立てをすることができる。 行政法人に対する開示請求、 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服

第三十二条中「 (昭和三十七年法律第百六十号)」を削る。

第三十七条第二項中「謄本」を「その謄本」に改める。

附

則

(施行期日)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法人山口県立大学が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、公立大学法人山口県立大学に対してされた開示請求等とみ よる開示の請求、訂正の請求又は個人情報の利用の停止、 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例第十条第一項、 消去若しくは提供の停止の請求(以下「開示請求等」という。)のうち、 第二十一条第一項又は第二十七条第一項の規定に 公立大学

3 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第十二条第一項、 り公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみなす。 大学が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものに限る。 る不作為について知事に対してされている行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) の規定による不服申立て (公立大学法人山口県立 第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は開示請求等に係 ر نلز 改正後の山口県個人情報保護条例第三十一条の二の規定によ

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成十八年三月二十二日

県 知 事 井 関 成

Щ

山口県条例第十一号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号の二及び第一号の三を削り、第一号の四を第一号の五とし、同表第一号中「昭和二十二年法律第六十七号。 」を削り、 同号を同

表第一号の四とし、同号の前に次のように加える。

イ 法第九条の五第一項の規定による届出を受理すること。	づく事務のうち次に掲げるもの	一の三(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下この号において「法」という。)に基(1				二、法第八十七条第一項の規定による通報をすること。	ハ 法第八十三条第三項の規定による立入検査をすること。	口は第三十八条の三の規定による届出を受理すること。	イ 法第十六条の二第二項の規定による命令をすること。	条の三に規定する液化石油ガス設備工事に係るものに限る。)	九号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち次に掲げるもの (法第三十八	一の二(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十)	の命令をすること(山口県人口移動統計調査に係るものに限る。)。
	美祢市	下関市、萩市及び	<b>芳</b> 町	町、美東町及び秋	田布施町、平生	和木町、上関町、	市、周防大島町、	南市、山陽小野田	井市、美祢市、周	光市、長門市、柳	下松市、岩国市、	下関市、宇部市、	各市町

別表第七号の二イからヌまでを次のように改める。

法第九条の五第二項の規定による告示をすること。

法第十条第一項の登録をすること。

法第十一条第一項 (法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。) の規定による登録をすること。

法第十一条第二項 (法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。) の規定による通知をすること。

法第十二条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否をすること。

ナ

ヲ

法第十二条第二項 (法第十三条第二項、法第十四条第三項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による通知を

すること。

朩

- 法第十三条第一項の更新をすること。
- $\vdash$ 法第十四条第一項の規定による届出を受理すること。
- チ 法第十四条第二項の規定による届出を受理すること。
- IJ 法第十五条の規定により閲覧に供すること。
- ヌ 法第十六条第一項の規定による届出を受理すること。

別表第七号の二に次のように加える。

- 法第十七条の規定による登録の抹消をすること。
- 法第十九条第一項の規定による登録の取消し又は命令をすること。
- ワ 法第二十二条第三項の研修をすること。
- 法第二十三条第二項の規定による勧告をすること。

法第二十三条第一項の規定による勧告をすること。

- タ 法第二十三条第三項の規定による命令をすること。
- ソ 法第二十五条第一項の規定による勧告をすること。

法第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

Ш

レ

∃

力

- ツ 法第二十五条第二項の規定による命令をすること。
- ネ 法第二十六条第一項の許可をすること。
- ラ

法第二十七条第二項 (法第二十八条第二項において準用する場合を含む。) の規定による条件の付加をすること。

- 法第二十八条第一項の許可をすること。
- 厶 法第二十八条第三項の規定による届出を受理すること。
- ウ 法第二十九条の規定による許可の取消しをすること。
- ヰ 法第三十二条の規定による命令をすること。

Щ

オ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第二項の許可をすること。

ク イからオまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であって規則で定めるもの

中「柳井市」の下に「、美祢市」を加え、同表第三十号の次に次のように加える。 別表第十五号ロ中「第五条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第十八号の二中「下関市」の下に「、宇部市」を加え、同表第二十八号

部市」の下に「及び山口市」を加え、同表第三十四号中「山口市、」を削る。 別表第三十二号中「及び宇部市」を「、宇部市及び山口市」に改め、 同表第三十二号の二中「山口市、 を削り、 同表第三十三号の二中「宇

(施行期日) 附 則

- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 別表第七号の二の改正規定 (同号オに係る部分を除く。) 別表第七号の二の改正規定 (同号オに係る部分に限る。) 及び同表第十五号口の改正規定 平成十八年六月一日

公布の日

- (経過措置)
- 2 (開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正) 規定は、適用しない。 掲げる事務を除く。)のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の上欄に掲げる事務(同表第三十三号の二の上欄に 改正後の条例第二条の
- 3 開発行為等の許可の基準に関する条例(平成十三年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。 第五条の二の表中「山口市、」及び「山口市にあっては山口都市計画区域及び小郡都市計画区域に、」を削る。

山口県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

県 知 事 井 関 成

Щ

山口県条例第十二号

山口県職員定数条例の一部を改正する条例

山口県職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、 八〇〇人」を「四、六〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ

口 県

知

事

井

関

成

山口県条例第十三号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、大学」を削る。

め 号とし、同条第五号中「三、三四五人」を「三、二九三人」に、「二三八人」を「二二一人」に、「三、五七三人」を「三、五一四人」に改 同号を同条第二号とし、同条第四号中「一、〇四三人」を「一、〇七三人」に、「一、一八七人」を「一、二一七人」に改め、同号を同条第三 八三人」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「四四人」を「六一人」に、「三人」を「七人」に、「四七人」を「六八人」に改め、 第二条第一号を削り、 同号を同条第四号とし、同条第六号中「五、三〇九人」を「五、三〇四人」に、「四九四人」を「四八五人」に、「五、八〇三人」を 同条第二号中「二、五四〇人」を「二、四七七人」に、「六二三人」を「六〇六人」に、「三、一六三人」を「三、〇

第三条中「任命権者」を「山口県教育委員会」に改める。

附則

Ш

五、七八九人」に改め、

同号を同条第五号とする。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

県知事 二 井 関

成

Щ

山口県条例第十四号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例(昭和三十二年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

五人」に改める。 第二条中「八七六人」を「八七九人」に、「九〇六人」を「九〇九人」に、「九三四人」を「九三八人」に、「三、五六五人」を「三、

則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ

県

知

事

井

関

成

# 山口県条例第十五号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成十四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条を削り、第四条を第三条とする改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ

県

知

事

井

関

成

平成十八年三月二十二日

# 山口県条例第十六号

般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

五七

報

県

口

別表第五の一級の項中「秋芳町立八代小学校」及び「下関市立柚野中学校」 を削る。

附 則

この条例は、 平成十八年四月一日から施行する。

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

県 知 事 井 関 成

Щ 

## 山口県条例第十七号

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号及び第四号を削り、 第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十一

号を第六号とし、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、同号を次のように改める。 漁業実習手当

号を削る。 号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十四号とし、第二十四号から第二十九号までを九号ずつ繰り上げ、

第三条中第十四号を削り、

第十五号を第九号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十号とし、第十九号から第二十一号までを八

第三十号及び第三十

Ш

第四条を次のように改める。

(税務手当)

第四条 税務手当は、 総務部税務課又は県税事務所に勤務する職員が県税の賦課又は徴収に関する業務で人事委員会が定めるものに従事したと

きに支給する。

2 前項の手当の額は、 一日につき六百五十円とする。

第六条から第八条までを次のように改める。

二 七

#### (福祉業務手当)

第六条 祉に関する業務で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。 福祉業務手当は、 社会福祉事務所、 児童相談所、 山口県知的障害者更生相談所又は山口県身体障害者福祉センターに勤務する職員が福

2 前項の手当の額は、一日につき六百五十円とする。

第七条及び第八条 削除

おした第一頁を欠りようこ女・

第九条第一項を次のように改める。

精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

する職員が次に掲げる業務に従事したとき。

健康福祉部健康増進課、

健康福祉センター、

保健所又は山口県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)に勤務

1 の規定による調査、 い又は当該診察の結果に基づく精神障害者の護送 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)第二十七条第一項 同項若しくは同条第二項若しくは法第二十九条の二第一項の規定による診察、法第二十七条第三項の規定による立会

ロ 法第四十七条第一項の規定による精神障害者の指導で訪問して行うもの

精神保健福祉センターに勤務する職員が精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、 指導等に関する業務で人事委員会が定めるものに

従事したとき。

山口県立こころの医療センター(以下「こころの医療センター」という。)に勤務する職員が患者に直接接して行う診療若しくは看護又

はこれらに付随する業務に従事したとき。

業務手当の支給を受ける職員を除く。)」を削り、 条」に改め、 第十条第一項第一号中「(衛生検査手当又は家畜保健衛生手当の支給を受ける職員を除く。 同項第二号中「総合医療センター」を「山口県立総合医療センター (以下「総合医療センター」という。)」に改め、「 (病院等 同項第四号中「職員」の下に「で人事委員会が定めるもの」を加え、 )」を削り、同号イ中「第十八条」 同条第二項第二号を次 を「 第三十五

一 前項第四号に掲げる場合 一日につき 八百五十円

のように改める。

第十一条から第十八条までを次のように改める。

8)

第十一条から第十八条まで 削除

第十九条第一項及び第十九条の二第一項第一号中「静和荘」を「こころの医療センター」に改める。

第二十条第一項中「職員で」を「職員が」に、「ものに対し」を「ときに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、一日につき八百五十円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

第二十二条の見出しを「 (漁業実習手当) 」に改め、 同条第一項中「漁ろう手当」を「漁業実習手当」に、 「漁ろう作業」 を「人事委員会が

定める作業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、 一日につき二千九百円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

報

第二十四条第一項中「 (以下「畜産試験場」という。)」を削る。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

第二十九条第一項中「次に掲げる」を削り、「に対し」を「が次に掲げる作業に従事したときに」に改め、 第一号を削り、 同項第二号中「劣

同項第三号中「に従事した職員」

を削り、

同号を

同項第二号とし、同条第二項第一号を次のように改める。

悪な作業場」を「特殊な現場」に改め、「に従事した職員」を削り、同号を同項第一号とし、

Ш

前項第一号に掲げる作業 一日につき 千五百円 (人事委員会が定める作業に係る手当にあつては、一時間につき百二十円) の範囲内で

人事委員会が定める額

第二十九条第二項第二号を削り、

条第三項中「第一項第三号」 を「第一項第二号」に、「前項第三号」 を「前項第二号」に改める。

同項第三号中「前項第三号」

を「前項第二号」に、

「職員」

を「

作業」

に改め、

同号を同項第二号とし、

同

第三十条第一項中「用地交渉手当は、」の下に「職員が」を加え、

「職員に対し」を「ときに」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、 一日につき六百五十円とする。

第三十条第三項を削る。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条

削除

第三十四条第一項中「警察本部」を「山口県警察本部」に、 「職員で」を「職員が」に、 「ものに対し」を「ときに」に改め、 同条第二項を

次のように改める。

2 前項の手当の額は、一日につき四千六百円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

第三十四条第三項中第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

四 潜水作業 一時間につき 千五百円

第三十四条第四項を削り、同条第五項中「同一月又は」を削り、 同項を同条第四項とする。

第三十六条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、一日につき二百九十円とする。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第三十九条の二及び第三十九条の三を削る。

第四十条第三項及び第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第一号イの改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

(税務手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十一年三月三十一日までの間における総務部税務課及び県税事務所に勤務する 職員 (人事委員会が定める職員を除く。) に対する改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第四条第二項の規定の適用について 十年三月三十一日までの間においては「八百五十円」と、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては「七百五十円」と 同項中「六百五十円」とあるのは、 施行日から平成十九年三月三十一日までの間においては「九百五十円」と、同年四月一日から平成二

研究手当に関する経過措置)

県

3 医師又は歯科医師たる職員で人事委員会が定めるものについては、 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第八条の規定は、 平

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

成二十二年三月三十一日までの間は、

なおその効力を有する。

平成十八年三月二十二日

山口

県知

事

井

関

成

# 山口県条例第十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の三」に改める。

第二条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」

に改める。

第二条の二第二項中「から第五条まで」を「及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二章中第三条の前に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

口

Ш

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基

本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

五条」に、「退職手当の額」 第三条の見出しを「 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 」に改め、同条第一項中「第五条第一項若しくは第二項」 を「退職手当の基本額」に改め、 同項第二号中「二十年」を「十五年」 に改め、 同項第三号中「二十一年以上二十 を 「 第

四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、 同項第一号中「五年」を「十年」

に

改め、 ľ 同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」 「百分の八十」を「百分の九十」に改める に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、 同項第三号中「十一年」を「十

年」に改め、 した者」を加え、「額は、 間勤続し、 の百五十」を「百分の百五」に改め、 して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)、二十年」を「十一年」に改め、「)又は」の下に「二十五年未満の期 百分の二百」に改め、 第五条の見出し中「退職手当」 第四条の見出しを「(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」 同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、 」を加え、 同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、 同項第四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。 退職手当の額」 退職の日におけるその者の給料月額」を「基本額は、 の下に「の基本額」を加え、 同条第二項中「退職手当の額」 を「退職手当の基本額」に改め、 同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、 同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職 を「退職手当の基本額」 「給料月額」 退職日給料月額」に改め、 の下に「(以下「退職日給料月額」という。 同項第四号中「三十一年」を「三十五年」 に改め、 に改め、 同条第三項から第五項までを削る。 同項第二号中「二十年」を「二十五 同条第一項中「二十五年以上勤続 「百分の百五十」 ΙĆ 百分 を加 を

第五条の四を第五条の五とし、 第五条の三を第五条の四とする。

替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。 日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」 適用については、同項中「給料月額」とあるのは、 に改め、 及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み 第五条の二の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、 「終えて退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」 「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の 同条中「前条第一項の規定に該当する者」を「第五条第一項に規定する者」 を加え、 「の規定の を

Ш

第五条第一項	読み替える規定
退職日給料月額	読み替えられる字句
合計額合計額との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額のるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとな 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその	読 み 替 え る 字 句

報

県

Ш

前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

第五条の二第一項第二号ロ	第五条の二第一項第二号	第五条の二第一項第一号
前号に掲げる額	退職日給料月額に、	及び特定減額前給料月額
した場合の退職手当の基本額に相当する額の勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までその者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退	合計額に、るその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額のるその者の年齢との差に相当する年度の三月三十一日に達していることとな者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達しているその退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその	乗じて得た額の合計額でいることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二をられているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達し並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定め

第五条の二を第五条の三とし、 第五条の次に次の一条を加える。

( 給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 Ιţ 月額のうち最も多いもの (以下「特定減額前給料月額」という。) が、 る場合において、当該理由が生じた日 (以下「減額日」という。) における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料 定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがあ 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改 退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額

の者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、 退職日給料月額に、 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、 イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 かつ、 そ

1 その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料

月額に対する割合

前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七条の四第四項、 第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。) の日以

県

の日前の期間)を除く。)をいう。 員 げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間 ( これらの退職の日に職 五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当 前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの (当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第 (これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲 第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、 当該退職

- 職員としての引き続いた在職期間
- = 第七条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職

期間

- Ξ 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、 特定一般地方独立行政法人職員又

五 いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員と

しての引き続いた在職期間

Ш

八

П

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び

職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員として

の引き続いた在職期間

+ 引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、 特定一般地方独立行政法人職員としての

+ 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

外

第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

職期間、 職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 一般地方独立行政法人等職員としての引き続い た在

十四四 員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、 国家公務

十 五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等

職員としての引き続いた在職期間

十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職

其間

公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間 職員以外の地方

十八 職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、 国家公務員としての引き続いた在

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間

Ш

口

第六条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、 同条中「第四条から第五条の二」 を「第三条から第五条」 に、「退職手当の

を「退職手当の基本額」に、 7, 職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、 同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に

定める額を超えるときは、 同項の規定にかかわらず、 当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除

した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それ

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
第六条	退職日給料月額	合計額。合計額の差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額のるその者の年齢との差に相当する年度の三月三十一日に達していることとな者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達しているその退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその
	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
第六条の二	同項第二号口	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第一号	特定減額前給料月額	得た額の合計額にというでは、こととなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達している特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められて
	特定減額前給料月額	得た額の合計額。こととなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達している特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められて
	第五条の二第一項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ
第六条の二第二号	及び退職日給料月額	た額の合計額との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得ととなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得るその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達しているこ並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められてい
	当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

## (退職手当の調整額)

第六条の四 じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第二十七条又は第二十八条の規定による休職 ない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 う。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、 めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額 期間を含む。) のある月 (現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。) のうち人事委員会規則で定 については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。 その法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算 年法律第六十六号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。) 又は国家公務員退職手当法施行令 (昭和二十八年政令第二百十五 供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七 に職務に従事することを要しない期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした 人」という。) の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実 (公務上の傷病による休職、 以下「政令」という。)第六条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、 退職した者に対する退職手当の調整額は、 通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規定する地方住宅 その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。 その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満た ( 以下「調整月額」 職員が地方公社又は 以下「休職指定法 以下同

第一号区分 五万円 Ш

- = 第二号区分 四万五千八百五十円
- Ξ 第三号区分 四万千七百円
- 兀 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 第七号区分 一万六千七百円
- 第八号区分

ζ

人事委員会規則で定める。

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、 第一項の規定にかかわらず、 当該各号に定める額とする。
- 区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの (次号に掲げる者を除く。 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の
- 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当
- 5 前各項に定めるもののほか、 する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額 調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定に

(一般の退職手当の額に係る特例)

よる退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、

人事委員会規則で定める。

第六条の五 当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、 をその者の退職手当の額とする。 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に 第二条の三、 第五条、 第五条の二及び前条の規定にかかわらず、 その乗じて得た額

- 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- | 一 勤続期間||年以上||年未満の者||百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

委員会が定める額をいう。

2 及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて人事 する条例 (昭和二十七年山口県条例第六号) の適用を受ける職員 (以下「一般職の職員」という。) についてはこれらの条例に規定する給料 前項の「基本給月額」とは、 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)又は一般職に属する学校職員の給与に関

給しない

在職期間から除算する。

第七条第四項を次のように改める。

4 第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前三項の規定により計算した 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、 その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二

第七条第七項中「による退職手当」を「により退職手当の基本額」 に改め、 同条第八項中「第五条第三項又は第十条の規定による」 を「前条

又は第十条の規定により」に改め、 同条第九項中「規定による」を「規定により」に改める。

2 第八条第一項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、 一般の退職手当のうち、 第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、 同条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一項を加える。 次の各号のいずれかに該当する者には、

支

にその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらず

一 その者の非違により退職した者 (前項各号に掲げる者を除く。) で人事委員会規則で定めるもの

第十二条第三項中「在職期間 ( その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。 ) 」を「基礎在職

期間」に改める。

Ш

第十二条の二第一項及び第五項並びに第十二条の三第 項中「在職期間」 を「基礎在職期間」 に改める。

附則第十三項中「第三条から第五条の二まで、第六条」を「第二条の三から第五条の三まで、 第六条から第六条の五まで」に改め、 同項第

号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第三十項中「 退職手当の額」 を「退職手当の基本額」 ΙĆ 「第五条の二」を「第五条の三」 に改める。

附則第三十一項中「第四条」 を「第三条第一項」に、 「退職手当の額」 を「退職手当の基本額」 に改める。

附則第三十二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の一項を加える。

35 のを除く。 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定 (平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるも によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合

職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当につ

員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない ないものとする。 にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、 ただし、 第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその 当該差額を含ま

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 3 項 号までに規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、 並びに附則第十一項の規定による改正後の条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額 (以下「新条例等退職手当 いう。) 附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十 十七年山口県条例第五十号。 及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第九項の規定による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例 同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、 た場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。 五年山口県条例第六十五号。 の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号。 職員が新制度適用職員 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九 )よりも多いときは、 附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第六項、 新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、 (職員であって、 これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 以下この項及び第四項において「条例第五十号」という。) 附則第六項、 以下この項及び第四項において「条例第六十五号」という。)附則第四項の規定により計算した退職手当の額 その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の職員 附則第十項の規定による改正後の条例第三十九号附則第五項から第八項まで 以下この項及び第四項において「条例第三十九号」 附則第十項の規定による改正前の職員 施行日の前日が当該職員の 附則第六項、 ) として退職し 附則第七 (昭和三 第六条

Ш

四〇

П

新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

万円)

五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額 (以下「旧条例 項から第三十二項まで、 額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、 いての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当 勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。 附則第九項の規定による改正前の条例第五十号附則第六項、 附則第十項の規定による改正前の条例第三十九号附則第 第六条及び附則第三十

退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が十万円を超える場合には、 +

等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応

じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

(その少ない額が百万円を超える場合には、百万円)

施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの

次に掲げる額のうちいずれか少ない額

新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

П 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額 Ш

ずれか少ない額 (その少ない額が五十万円を超える場合には、 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 五十万円 次に掲げる額のうちい

新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 中 第三項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については 受けていた給料月額」とあるのは、 「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする 同項

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、 同条第一項中「基礎在職期間」

とあるのは、

ものとする。

とする。 基礎在職期間 (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成十八年山口県条例第十八号)の施行の日以後の期間に限る。

7 条の規定の適用については、 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

			期間	礎 在 職	日以後の基	平成八年四月一	基礎在職期間	第二項
		期間(	の基礎在職	その者	日以後の	平成八年四月一	その者の基礎在職期間(	第一項
句	字	る	え	替	み	読	読み替えられる字句	読み替える規定

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、 人事委員会規則で定める。

(山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により」に改める。 第三号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六条の二の規定に該当する」に、 山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。 附則第六項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」 「第六条の規定により」を「第二条の三、第三条、 に改め、 同項

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 額」 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和四十八年山口県条例第三十九号) 附則第五項中「 ( 傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。 ) 」を削り、 を「退職手当の基本額」 ۱Ć 「第五条の二」を「第五条の三」に改める の一部を次のように改正する。 「退職手当の

附則第六項中「第四条 ( 」を「第三条第一項 ( 」に、 「退職手当の額」を「退職手当の基本額」 ΙĆ 「第四条及び」を「第三条第一項及び

第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」 を「退職手当の基本額」 ľ \_ 第五条及び第五条の二並びに」 を「第五条から第五条の三まで及び」に改め

8)

る

新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、 第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。 附則第十四項中「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、 附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」 同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を 「、新条例第三条から第五条の二まで及び第六条」を「、 に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 11 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。 附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、 額は、 同条」を「基本額は、 同項」に改める
- (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。 第六条第二項を次のように改める
- 2 例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、 派遣の期間は、 同条
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

Ш

- 13 を加える。 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年山口県条例第 第七条中「第七条第四項」 を「第六条の四第一項及び第七条第四項」に、「同項」を「同条例第六条の四第一項」に改め、 号 ) の一部を次のように改正する。 同条に次の一項
- 2 第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月 育児休業をした期間 ( 当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。 )についての職員の退職手当に関する条例
- ( 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一 部改正)
- 14 第七条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。 同条第二項を次のように改める

(号 外 8) 児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六号) に規定する育児休業の期間を除く。 第十八条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。 条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

2

派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ

県

知

事

井

関

成

山口県条例第十九号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例(昭和三十九年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六 公債管理特別会計

第二条の表に次のように加える。

公債管理特別会計 これらに付随する諸収入 般会計繰入金及び県債並びに 県債の償還金及び利子並びにこれらに 付随する諸支出金

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

県 知 事 井 関 成

Щ

四四四

介護休業等育

ば

退職手当条例第六

#### 山口県条例第二十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第八号を削り、 第九号を第八号とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に

2 知事は、法第四十八条第一項及び第二項の規定による市町長の同意並びに同条第一項の一定の期間の決定に関する事項を県税事務所の長に

委任する。

次の一項を加える。

第八条第二項第十一号を次のように改める。

+ 軽油引取税 県庁の所在地

第八条に次の一項を加える。

とされる軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地 (特別の事情によりこれにより難い場合には、知事が指定する場所)を課税地とみなし 第百十六条から第百十八条の二までの規定による事務については、第百十条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこと

て、この条例の規定を適用する。

口

附 則

(施行期日)

Щ

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 条例の施行の日から平成十八年五月三十一日までの間に限り、 平成十七年度において課した軽油引取税に係る徴収金の徴収については、 なお従前の例による。 改正後の山口県税賦課徴収条例第八条の規定にかかわらず、この

山口県使用料手数料条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

事 井 関 成

Щ П

県 知

県

## 山口県条例第二十一号

山口県使用料手数料条例の一 部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第 一条第三項の表行政書士試験手数料の項の次に次のように加える。

介護サー ビス情報調査手数料

の規定による指定を受けた者介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十第

項

験売高 手 生 任 者 式 気 料 試 販 試状第 験に二 係 るい るい

別表第一の2の表八の項中

試験 状に係る販売主任者 第一種販売主任者免

が売主任者

者免

件につき

件につき

を

八千五百円

六千七百円

験売高 手主任ガ 料試 販 試験 状に係る販売主任者 第一種販売主任者免 試状第験に二 |係る販売主任者

Ш

件につき 件につき

八千五百円

六千七百円

に改め、 同表十一の項液化石油ガス設備

備 考

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する

場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。 保安責任者試験手数料及び高圧ガス販売主任者試験手数料の金額は、五百円を前記の手数料 の高圧ガス製造

の 金額から減じた金額とする。

士試験手数料に関する部分中	
二万	

三千円 を

の表中「農林部関係使用料手数料」を「農林水産部関係使用料手数料」に改め、

同表四の項及び五の項を次のように改める。

五百円)
のでは、二万二千円では、二万二千円で乗りのでは、二万二千円では、二万二千円では、二万二千円では、二万三千円のでは、二万三千円のでは、二万三千円のでは、二万三千円のでは、二万三千円のでは、二万三千円

に改め、 別表第一の7の表を削り、 別表第一の6

日割計算の方法によつて算定す	。月の中途から使用する場合のその月の使用料の金額は、日割計	す る 場 合	ら 使 用	中 途 か	和 1 る。 月 の	方即売市場	
知事が定める額	- s 7 / J - 月 i : : : : : : : : : : : : : : : : : :	売店その他の施設	ての他	売店。			<u>-</u>
千二百八十円の範囲内で	一下ラメートレー目このき	室	務	事			
で知事が定める額千五百七十五円の範囲内	一日につき	室	議	会	場地 使用卸 料売 市		
九十三銭	重量十キログラムにつき	き 所	ば	荷さ			
分の三を乗じて得た額における卸売の金額に千卸売業者の地方卸売市場	一月につき	場	売	卸			
五百七十円	一時間につき	機	菌	殺			
二百五十円	一時間につき	フン		オ			
八十円	一時間につき	サ I	1	スラ	機器使用料	1 水産研究セ	四
八十円	一時間につき	皮機	< -	は			
百円	一時間につき	機	割	背			

					一三 十	
				を言え	5 測総小 厚度ト 関数 関数 すの の	
漁業 権 免許					手ト小 数ン型 料数漁 順総	
抵当権の設定の認可漁業権を目的とする	更の免許漁業権の分割又は変	漁業権の共有の認可	漁業権の免許	上の小型漁船 トン以	漁船 上五トン未満の小型 総トン数が三トン以	満の小型漁船総トン数が三トン未
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一隻につき	一隻につき	一隻につき
千二百円	二千五百円	三千七百円	三千七百円	六千円) 一 う場合にあつては、二万 度以外の容積の測度を行 上甲板下全部の容積の測度を行 (全部の容積の測度及び	円)	一万円

別表第一の6の表に次のように加える。

金額とする。	合に限る。)の使用料の金額は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した	3 電気、ガス又は水道を使用する場合 ( 水道を使用する場合にあつては、知事が定める場	める。	2 週、日又は時間を単位とする場合の使用料の金額は、前記の金額を基準として知事が定

П

県

三千六百円	一隻につき	認制及び登録票の検	請漁 等 等 野 数 料 申		
二千四百円	一隻につき	付船の登録票の再交			
七千九百円	総トン数百トン以上のもの				
七千四百円	総トン数二十トン以上百トン未	動力漁船の登録			
六千九百円	総トン数二十トン未満のもの				
四千六百円	一隻につき	無動力漁船の登録			
二百八十円	一回につき	の附属書類の閲覧免許漁業原簿又はそ			
五百二十円	用紙一枚につき	本の交付漁場図の謄本又は抄	等簿第 手 對 数 料 交 身 付		
五百二十円	用紙一枚につき	又は抄本の交付図を除く。)の謄本免許漁業原簿(漁場	<b>仓午</b> 套		
二千四百円	一件につき	う漁業の変更の許可の漁船を使用して行総トン数五トン以上			
二千九百円	一件につき	う漁業の許可の漁船を使用して行い漁船を使用して行		十 る 事 等 務 に 格 関 の す 免	<u>_</u>
二千五百円	一件につき	休業中の漁業の許可			
千二百円	一件につき	漁業権の移転の認可定置漁業権又は区画	料 申 請 等 手 数		

П

 分 光	置	別表第一の6の表を
一時間につき	一時間につき	別表第一の6の表を別表第一の7の表とし、別表第一の5の
三百九十円  、、	五百九十円	別表第一の5の表一の項機器使用料に関する部分中

二万八千円	一件につき	遊漁船業者の登録	数登遊 料録漁 申計業 手者	すの強 る	五三十
一万二千円	一件につき		数登製輸 料録造出 申事水 請業産 手場物	務に業にの輸 関場供製出 すのす造水 る登るの産 事録事用物	四三十
ないものとする。	る場合においては、手数料を徴収しな	国又は地方公共団体が申請する場合においては、考	備国民		
四百四十円	用紙一枚につき	交付の登録の謄本の			
四千円	総トン数百トン以上のもの				
三千七百円	総トン数二十トン以上百トン未	録力漁船の変更の登			
三千四百円					
二千三百円	一隻につき	登録の変更の		務に漁 関すする 事録	三三

П

を	三万六百十円	一日につき	人工気象装置
اذ	千百三十円	一時間につき	量分析装置がラフ質がある。
	七百三十円	一試料につき	アミノ酸分析装置
7	円を加算した額)(一試料増すごとに二百(一試料増すごとに二百	一試料につき	ガスクロマトグラフ
<u>*</u>	千百三十円	一時間につき	量分析装置 スクロマトグラフ質 イオントラップ式ガ
を削り、	三百五十円	一時間につき	真空巻締め機
、 及 び	四百四十円	一時間につき	高周波シール装置
`	三百五十円	一時間につき	微小硬さ試験機
``	四百二十円	一時間につき	オゾン処理装置
` `	四百円	一時間につき	定装置   化学的酸素要求量測
``	二千三百八十円	一時間につき	_数值制御旋盤
` `	三百七十円	一時間につき	支援装置サープログラム開発

ー 曲 げ 試 験	压 縮 試 験	曲圧が縮試録験	<sup>(2)</sup> しない計 の もの 円	(2) しないもの 	度測定機	多数室換気量測定機	濃度測定機化合物	人工気象装置	バー 散測定用小形チャン   揮発性有機化合物放
一試料につき	一試料につき	一試料につき	一試料につき	一試料につき	一時間につき	一回につき	一時間につき	一日につき	一日につき
にあつては、一箇所につ(変位の測定をする場合千六百七十円	算した額) 等千七百三十円に加 き千七百円として計算し にあつては、一箇所につ (変位の測定をする場合	千六百七十円	算した額) き千七百円として計算した額を千六百八十円に加た額を千六百八として計算しにあつては、一箇所につ(変位の測定をする場合)	千六百八十円	四百円	二千五十円	四百二十円	三万六百十円	千五百五十円
5 6	こ改め、司部分の三中	を	ר איני איני איני איני איני איני איני אינ	し を			に改め、同項理化学試験手数料に関する部分の⑴中		

Ш

を使用するもの原子吸光分光光度計

試料一成分につき

三千三百円

同項機械金属試験手数料に関する部分中心を

平成18年3月22日

報  $\neg$ 装置を使用するもの蛍光エックス線分析 するもの三次元測定機を使用 するもの三次元測定機を使用 を使用するもの高精度三次元測定機 (2)(2)定 定 量 量 分 分 析 析 試料につき 項目につき 項目につき 時間につき 時間につき 時間につき 算した額) き千七百円として計算し 四千三百六十円 三千八百八十円 三千八百八十円 六千三百九十円 四千九百十円 四千九百十円 に改め、 を に改め、 を

同項機器分析試験手数料に関する部分の①中

削り、 二を一とし、 三を二とし、 四を削り、 伍を三とし、 同項機械金属非破壊検査実施確認手数料に関する部分、 木竹材試験手数料に関する部

分及び織機等稼働率測定手数料に関する部分を削り、 同表十六の項及び十七の項を次のように改める。

十六 削除 削除

成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項」に、 別表第一の5の表を別表第一 の6の表とし、 別表第 「同条第二項第一号に掲げる」を「同条第三項に規定する費用の」に改め、 一の4の表四の二の項中「児童福祉法第二十一 条の十第一 頂 をっ 障害者自立支援法 (平 同表四の三の

ಠ್ಠ 項中「特定日常生活費」を「特定費用」に、「身体障害者福祉法第十七条の四第一項の特定費用の額と同条第二項第一号に掲げる」を「障害者 自立支援法第二十九条第一項の特定費用の額と同条第三項に規定する費用の」に、 三十七号)第十五条の十一第一項の特定費用の額と同条第二項第一号に掲げる額とを合算した」に改め、 に掲げる」を「同条第三項に規定する費用の」に、 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第 「同法第十五条の十一第二項第一号に掲げる」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第 一項」を「障害者自立支援法第二十九条第一項」に、「 同条第二項第一号 「同法」を「身体障害者福祉法」に改め、 同表二十五の項の次に次のように加え 同表四の四の項中

千百円	一件につき	再交付の介護支援専門員証の		,
千六百円	一件につき	書換え交付介護支援専門員証の	等門介護 對型 對 對 對 對 對 對 對 對 對 對 對 員 員 員 員 員 員 員	二五二 の十 野付員証 関の対 る
四千二百円	一件につき	交付介護支援専門員証の		

別表第一の4の表二十六の項の次に次のように加える。

た二 D十 ス介
へ情報の公
手数料調査 かまり かいかい かいまい かいまい かいしん かいしん かいしん かいいん かいいん かいいん かいいん かいい
_
件につき
四万六千円

Щ

П

別表第一の4の表を別表第一の5の表とし、別表第一の3の表十五の項の次に次のように加える。

二千二百円	一件につき	動物取扱業登録証の	数	する 事 務	
一万五千円	一件につき	更新動物取扱業の登録の	登動 绿椒 计量量 计算量 计算量 计算量 计算量 计算量 计算量 计算量 计算量 计算量	の動 登録 取扱 関業	の十 二五
一万五千円	一件につき	動物取扱業の登録			

別表第一の3の表を別表第一

の4の表とし、

別表第一の2の2の表に次のように加える。

の次に次のように加える。

別表第一の2の2の表を別表第一の3の表とし、 <u>九</u> る登録行業の すの通 る登訳 事録案 関士 料録旅 申請等 数 手登通 数録訳案 料請等 等 録行業者代理業の登 訂正又は再交付通訳案内士登録証の 通訳 旅行業の変更登録 旅 旅行業の登録の更新 行 案 業 内  $\pm$ の の 登 登 別表第一の8の表中十五の項から十六の二の項までを削り、 録 録 件につき 件につき 件につき 件につき 件につき 件につき

二万三千円

五千百円

四千円

万七千円

万千円

万五千円

十七の項を十五の項とし、

同項

二千二百円	一件につき	付保管の許可証の再交特定動物の飼養又は	女	関する事務	
一万円	一件につき	保管の変更の許可特定動物の飼養又は	青養等 等等 手 手 手 手 手 手 可 り 可 り り り り り り り り り り り	管飼特 の養定 許又動 可保の	の十 四五
一万七千円	一件につき	保管の許可特定動物の飼養又は			
二千円	一人につき		講任動 手者研取 料修受責	関任動 す研り 事修 事 務に責	の十 三五
		再交付			

県

別表第一の8の表二十の項の次に次のように加える。

報

出があつた旨を記載の営業の届出書の提生風俗関連特殊営業	
載提業	

別表	<u></u>	<u>-</u> +
第 一 の 10	る許開 事可発 務に行	に別土 お警災 け滅医 特域特
三の項の次に	料可提	寺別土 官警災 閉戒害 「域特
の表三の項の次に次のように加える。	行為の変更の許可域における特定開発土砂災害特別警戒区	行為の許可域における特定開発土砂災害特別警戒区
	一件につき	一件につき
	四千四百円	四万四千円

二万六千円	一件につき	の更新解体工事業者の登録	手者 数登 料録 申 請	関する登事務に	<u></u>
三万三千円	一件につき	解体工事業者の登録	解 体 是工 事 業	解 体 工 計事 二業	十 七
四百三十円	一回につき	簿の閲覧			
六百八十円	用紙一枚につき	簿の謄本の交付浄化槽工事業者登録	等業 手登 数 料 非 請	関する登事務に	十 七
二万六千円	一件につき	の更新浄化槽工事業の登録	浄化槽 工事	浄 化 槽 工 事	
三万三千円	一件につき	浄化槽工事業の登録			
三万六千円	建設機械一個につき	認がれた記号の検	数刻 料申 請 等	事認は務に対する	十 六
三万六千円	建設機械一個につき	打刻		打刻又は検の	-

П

県

千二百円	一件につき	載した書面の再交付別があった旨を記の営業等の届出書の性風俗関連特殊営業			
千五百円	一件につき	(2) その他のもの			
円に加算した額を千九百受付所の数に八千五百円	一件につき	(1) 受付所の新設			
		付記載した書面の交きの提出があつた旨を記載した書面の方に出めるので見いる。			
三千四百円	一件につき	(3) その他のもの			
百円に加算した額 で乗じて得た額を三千四 でがある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で	一件につき	(2) もす所営との条二十る適規 のるを業す営第十三法正制風 も設にる業七二年律化及俗 のけつ者を項号法(等び営 によきで営第)律昭に業業 係う受当も一第第和関務等 ると付該う号二百二すのの	数書 料面 交 付 手	る交した届特性 事付た旨出殊風 務に書をが営俗 関面記あ業関 すの載つの連	_ <u>=</u>
一万千九百円	一件につき	(1) (1) (1) (1) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			

等危険物運搬警備業務」 ΙĆ 「重要貴重品運搬警備」を「貴重品運搬警備業務」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第一の3の表十五の項の次に次のように加える改正規定(特定動物の飼養又は保管の許可に係る部分に限る。)並びに別表第二の一

の項及び三の項の改正規定 公布の日

別表第一の10の表三の項の次に次のように加える改正規定 平成十八年五月一日

Ξ 別表第一の3の表十五の項の次に次のように加える改正規定(特定動物の飼養又は保管の許可に係る部分を除く。) 平成十八年六月

五

山口県立こころの医療センター

(号 外 8)

日

県

報

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県条例第二十二号

Щ

П

県

知

事

井

関

成

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第二条第二項の表山口県立病院静和荘の項中「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。 山口県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

2

第三条第五号を次のように改める。

山口県農業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県条例第二十三号

山口県農業試験場条例(昭和三十九年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

山口県農業試験場条例の一部を改正する条例

県 知 事

Щ

井 関

成

五九

第三条第二項の表に次のように加える。

山口県花き振興センター

柳井市

第四条第十一号中「普及指導活動」の下に「(以下「普及指導活動」という。)」を加える。

第十六条中「の各号」を削り、 「行なう」を「行う」に改め、 第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二 柑きつ等に関する普及指導活動に関すること。

第七章中第三十二条を第三十五条とし、第三十一条を第三十四条とする

第三十条第二項中「又は柑きつ研修生」を「、柑きつ研修生又は利用者」 に改め、 同条を第三十三条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 山口県花き振興センター

(業務)

第三十条 山口県花き振興センター(以下「花き振興センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

花きの品種の展示及び栽培技術の実証に関すること。

二 花きの生産及び流通に関する研修に関すること。

三 花きの生産及び流通に関する情報並びに資料の収集及び提供に関すること。

四 花きに関する普及指導活動に関すること。

Щ

(職員)

第三十一条 花き振興センターに、所長その他必要な職員を置く。

(利用の拒否)

第三十二条 知事は、花き振興センターを利用する者 (次条第二項において「利用者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、 そ

の利用を拒むことができる。

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

知事の指示に従わないとき。

六〇

附 則

この条例は、 平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県水産事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ 県 知 事 井 関

成

## 山口県条例第二十四号

山口県水産事務所等設置条例の一部を改正する条例

山口県水産事務所等設置条例(昭和三十五年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

報

第二条第一項の表山口県防府水産事務所の項中「、山陽小野田市」を削り、同条第二項の表所管区域の欄中「下関市」を「山陽小野田市、 下

関市」 に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ

県 知 事 井 関 成

Щ

П

# 山口県条例第二十五号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身

の状況からみて」に改める。

第九条第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号を次のように改める。

う。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号。 )第一条第二項に規定する被害者でイ又は口のいずれかに該当するもの

七

1 ( 児童福祉法 ( 昭和二十二年法律第百六十四号 ) 第三十八条に規定する母子生活支援施設をいう。 ) による保護が終了した日から起算し 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護、 配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護又は母子生活支援施設

配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五

て五年を経過していない者

年を経過していないもの

第九条第三項第十号中「第八号」を「第六号」に改め、 同号を同項第八号とする。

附 則

報

この条例は、 公布の日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

Щ 県

知 事 井 関 成

山口県条例第二十六号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例(昭和三十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二佐波川工業用水道の項中

第 種

五円八十銭

を削る。

この条例は、 平成十八年四月一日から施行する。

附

則

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

以下この号において「配偶者暴力防止等法」とい

第四条

野外活動センターに、

所長その他必要な職員を置く。

附

則

(職員)

第四条を第五条とし、

第三条の次に次の一条を加える。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削り、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

山口県青少年野外活動センター条例(昭和四十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

Щ

П

山口県条例第二十八号

Щ

県

知

事

井

関

成

山口県条例第二十七号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立下関第一高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

県 知 事 関

Щ

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

六三

井

成

П

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ П

県 知

事

井

関

成

平成十八年三月二十二日

山口県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県岩国警察署の項管轄区域の欄中「山口県柳井警察署及び山口県玖珂西警察署」を「山口県岩国西警察署」に改め、 同表山口

県柳井警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

柳井市

報

域の欄中「及び山口県周南西警察署」を削り、同表山口県周南西警察署の項を削り、同表山口県防府警察署の項から山口県小郡警察署の項まで を次のように改める。 第二条の表山口県玖珂西警察署の項名称の欄中「山口県玖珂西警察署」 を「山口県岩国西警察署」 に改め、 同表山口県周南警察署の項管轄区

山口県小郡警察署	山口県山口警察署	山口県防府警察署
山	Щ	防
	П	府
市	市	市
郡真名、小郡上郷、小郡下郷、秋穂東、秋穂西、阿知須砂町、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡前田町、小郡若草町、小郡平山口市のうち小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小山口市のうち小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小	山口市(山口県小郡警察署の管轄区域を除く。)	防府市

第二条の表山口県下関水上警察署の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。 ただし、 第二条の表山口県防府警察署の項から山口県小郡警察署の項までの改正規定 (山

報

ಶ್ಠ

口県小郡警察署の項に係る部分に限る。)は、 公布の日から施行する。

(警察署協議会の委員に関する特例)

2 規定による定数を超えるときは、 協議会又は山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。この場合において、 は山口県下関水上警察署協議会の委員である者のうちから、それぞれ山口県岩国警察署協議会、 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県柳井警察署協議会、 山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例(平成十三年山口県条例第二号)第四条の 同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県岩国警察署協議会、 山口県周南西警察署協議会、山口県防府警察署協議会又 山口県岩国警察署協議会、 山口県周南警察署協議会、 山口県周南警察署協議会 山口県周南警察署協議 山口県山口警察署

山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員の定数とする

3 前項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第五条第一項本文の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日までとす

山口県障害者更生センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

口

県 知 事 井 関 成

Щ

## 山口県条例第三十号

Ш

山口県障害者更生センター 条例を廃止する条例

山口県障害者更生センター条例(昭和五十七年山口県条例第二十一号)は、 廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表五の項を次のように改める。

発発 行行 人所

ЩЩ 示 知<sup>県</sup> 事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)

十九 削除

五 削除

危険な動物の飼養等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県条例第三十一号

危険な動物の飼養等の規制に関する条例を廃止する条例

危険な動物の飼養等の規制に関する条例(昭和五十五年山口県条例第二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

(経過措置)

この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

Щ

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表十九の項を次のように改める。

Щ 県 知 事

井 関

成